

平成29年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 平成29年3月7日（火） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第34号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について
議第35号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 板垣一徳君 | 2番 | 板垣千代子君 |
| 3番 | 小林重平君 | 4番 | 山田勉君 |
| 5番 | 竹内喜代嗣君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 7番 | 小杉和也君 | 8番 | 渡辺昌君 |
| 9番 | 尾形修平君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|--------|--------|
| 小杉武仁君 | 河村幸雄君 | 本間善和君 |
| 鈴木好彦君 | 稲葉久美子君 | 鈴木いせ子君 |
| 姫路敏君 | 木村貞雄君 | 小田信人君 |
| 大滝国吉君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|----------------|--------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 同課収納対策室長 | 大滝豊君（課長補佐） |
| 同課収納対策室係長 | 小林毅君 |
| 同課収納対策室係長 | 中村繭子君 |
| 同課保険税係長 | 瀬賀由香君 |
| 市民課長 | 尾方貞一君 |
| 同課市民年金室長 | 岩沢深雪君（課長補佐） |
| 同課生活人権室長 | 佐藤正明君（課長補佐） |
| 環境課長 | 中山明君 |
| 同課生活環境室長 | 長谷部俊一君（課長補佐） |
| 同課生活環境室副参事 | 菅原和英君 |
| 同課生活環境室係長 | 鴻島雅彦君 |
| 同課新エネルギー推進室長 | 田中章穂君（課長補佐） |
| 同課新エネルギー推進室副参事 | 大滝誓生君 |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|----|------|
| 局長 | 田邊 覚 |
| 書記 | 百武美奈 |

(午前9時59分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分の案件を議題とする。

日程第1 議第34号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更についてを議題とし、担当課長(環境課長 中山 朗君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

環境 課長 おはようございます。よろしくお願ひする。議第34号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更についてである。本案は、本市の荒川地域、新発田市の加治川地域及び関川村が収集及び運搬を除くし尿処理に関する事務について規約を定めて胎内市に委託している。平成29年3月31日をもって新発田市がこの事務委託を廃止することから、事務委託に関する規約を変更するものである。新旧対照表31Pをごらんください。表題中の新発田市を削除する件と、第1条中の新発田市、村上市を村上市に改めるものである。少し詳しくご説明する。胎内市が現在運営しているし尿処理場の胎内市清掃センターは、平成14年3月に当時の中条町、黒川村、加治川村、荒川町、関川村で構成した一部事務組合で設置したし尿処理施設であり、組合の解散により平成25年度からは関係する市、村がし尿処理を胎内市に事務委託している施設である。この胎内市清掃センターは、平成28年度で地方債の償還を終え、平成30年度をもって施設及び事務委託を廃止し、その後解体する予定であるが、新発田市は下水道接続方式の新し尿処理施設を整備し、平成29年度から旧加治川村地域を処理する方針で以前から進めていたもので、平成28年度末で事務委託を解消することなどについて関係する市村の合意を得ていたものである。平成31年度に予定している施設の解体については、基金及び預貯金を充て、なお不足する場合は新発田市を含めた構成市村が施設建設時の負担割合で負担するものである。なお、胎内市清掃センター廃止後の平成31年度以降は、本市の荒川地域のし尿処理については、村上市し尿処理場アクアセンターで処理することになるものである。また、関川村のし尿処理についても、関川村からし尿処理事務の委託について申し出があり、受託する方向で検討をしていく旨の回答をしているところであり、今後負担割合の協議を進めていく予定である。以上、よろしくお願ひする。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

本間 善和 今の説明の中でいずれ、将来はということで関川村のやつをこちらのほうに持ってきて処理するというご説明だが、どのぐらいの量で、今現在の規模能力からいって改造とかそういうものは要らないのか、その辺を教えていただきたいと思う。

環境 課長 現在村上市のし尿処理場で処理している量は年間で2万1,319キロリットルである。

それで今度荒川地区、関川村が入った場合の年間の投入量の予想であるが、2万5,539キロリットルということになる。現在のし尿処理場の施設規模からすれば、それ以内におさまっている規模になっているところである。

本間 善和
環境 課長

マックスはどのぐらい、能力。

済みません。お待たせしました。先ほど荒川地区と関川村が入って予想される合計が2万5,539キロリットルになっている。この内訳としてはし尿が5,726キロリットル、それから浄化槽汚泥が1万9,813キロリットルになる。現在のし尿処理場の能力であるが、し尿のほうの能力は、年間8,760キロリットルである。それから、浄化槽汚泥については2万3,360キロリットルで、処理能力内ということで考えているところである。

本間 善和

了解した。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2

議第35号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 尾方貞一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

市民 課長

それでは、議第35号の村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定についてご説明を申し上げます。別記のほうをごらんいただきたいと思う。男女共同参画計画については、第1条にあるとおり、男女共同参画社会の形成の実現を目指して取り組むべき方向を明らかにし、総合的かつ効果的な施策の展開を図ることを目的としている。平成30年度から予定している第2次村上市男女共同参画計画であるが、その円滑な策定を図るために必要な事項を調査、審議していただくため、附属機関を設置するものである。委員については、第3条にあるとおり15人以内としている。関係団体や行政機関、公募による市民等を予定している。第4条では、委員の任期として計画の策定が完了するまでとしている。第5条では、委員長及び副委員長の選出とその職務についてである。第6条では、会議の招集、議決等についてである。第7条では、調査または審議に必要な場合の意見の聴取等について定めている。第8条は、委員会の庶務については市民課において行うことを定めている。第9条については、報酬の支給に関することであって、第10条ではこの条例に定めるもののほかについては市長が別に定めることを規定している。最後に、附則としてこの条例は平成29年4月1日から施行を予定している。以上である。

（質疑）

小杉 和也
市民 課長

3条の関係する各種団体については、具体的にどういったところなのか。

今のところ予定しているのは、女性関係の団体、それから事業主の方あるいは学校関係者、それから職業安定所の関係等を予定している。なお、公募による市民については3名を予定している。以上である。

小杉 和也

具体的にある程度目星つけてというと言葉変だけれども、ある程度のが出ていたらそれもあわせて、もし言えるのであれば教えてほしい。

市民 課長

今のところまだ内部での話だけであって、前回第1次の計画のところをお願いしていた例えばJAにいがた岩船女性防火クラブであるとか、都岐沙羅パートナーズセ

ンター、ほっとみるくの会、保育サポートだっこの会、そういったところを考えている。

小杉 和也 平成29年度予算で報酬47万4,000円、計画策定も323万円ということで上がっているけれども、大体何回ぐらい開催を予定しているとか、スケジュール的なもの、いつまで何回をやるというのがわかったら教えてほしい。

市民 課長 本年度5回の委員会を予定している。以上である。

小杉 和也 今年度中に計画つくるのだよね。ということは、いつまでにまず委員会として結論を出すかというのは決まっているのか。

市民 課長 委員会の結論としては年度末までの予定でいる。

小杉 和也 わかった。あと予算のほうで聞くので。

竹内喜代嗣 市長が諮問をして審議会で審議するわけだけれども、諮問の内容についてはもう決まっているかと思うのだが、簡潔に説明していただければありがたい。

市民 課長 内容については、第2次の男女共同参画計画、その案の作成である。

竹内喜代嗣 それだけでは、中身はまだ全然、市長の中には構想もないわけなのか。

市民 課長 今のところ第1次の内容を今後意識調査等を行いながら分析をさせていただいて、その結果によって変更、補填とかを洗い出しをして内容を決定していくというような予定にしている。

竹内喜代嗣 済みません、食い下がって。第1次というのはどういう内容で検討されたのか、簡単でいい。

市民 課長 第1次の内容としては基本目標が3つほどあって、1つには男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり、2つ目として男女がともに参画しやすいまちづくり、3つ目として男女が家庭も仕事もともに担うまちづくりというような基本目標を定めて取り組みをしている。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 2次の計画は行政活躍推進法に基づいてやっていると思うのだけれども、3条の、先ほども意見あったのだけれども、15人以内の委員、この中で男女は半々ぐらいか、予定しているのは。

市民 課長 委員については、前回第1次のときには女性の委員がほとんどを占めていたというようなことで、今回経営者側の方も入れながら調整を図っていきたいというふうに考えている。

姫路 敏 3条の委員15人で(1)、(2)、(3)、(4)とあるが、大体何人ぐらいずつ、決まっていればちょっと教えてもらいたい。

市民 課長 今のところまだ不確定な部分あるけれども、公募による委員については先ほど申し上げたとおり3人であるし、行政関係委員については今のところ職業安定所を予定している。そのほかについて関係する団体等に属する方を予定している。

姫路 敏 だから何人ずつなのだからと聞いている。

市民 課長 済みません。

姫路 敏 内容はさっき職安、学校そこから引っ張ってくるのだという説明してくれたではないか。だから(1)に何人、(2)に何人、公募による市民は3人と。市長さんは2人ぐらいを考えているとか、何かそういうのがないの。

市民 課長 (1)の関係であるけれども、(1)については今のところ11人であって、(2)が1人、(3)が3人である。

本間 善和 よく共同参画のこの計画というのは、今回2次というお話だったと思うのだけれども、この計画書というのは 何年計画という格好で、年数は決まっているのか。

市民 課長 現在の第2次の計画については、平成30年度から平成34年度までの5年の計画で予定をしている。

本間 善和 そうすると、この年度を過ぎたとき、またこの設置条例を出して3次のやつをつくるという格好になるわけ。この条例がことしでき上がると廃止になって、また新たなときになればこの条例がまた提案されるという考え方でいいのか。

市民 課長 この条例については引き続き第3次の策定のときにもこの条例のままでもいいということである。

本間 善和 わかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第35号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（尾形修平君）散会を宣する。
（午前10時20分）